

浜岡原子力発電所 1、2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物の クリアランス制度適用に係る認可について

2019 年 3 月 19 日

当社は、原子炉等規制法(注 1)に基づき、浜岡原子力発電所 1、2 号機の廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度(注 2)適用に係る放射能濃度の測定・評価方法および管理方法についての認可を 2017 年 10 月 17 日に申請(2018 年 11 月 29 日、2019 年 2 月 15 日に一部補正)しております。当該申請について、本日、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

<主な申請内容>

1. 対象物

浜岡 1,2 号機 廃止措置の第 2 段階前半において発生する、タービン本体、給復水系機器、ほう酸注入系機器、主蒸気配管などの解体撤去物のうち、放射能濃度がクリアランス制度に定める基準以下の金属類:約 7,700 トン

2. 測定・評価方法

放射線検出器を用いて放射線の測定をおこなうことにより、コバルト(Co-60)、セシウム(Cs-134,Cs-137)などの放射能濃度を評価する。

3. 管理方法

対象物を発電所から搬出するまでの間、測定・評価の進捗に応じたエリアを発電所の構内に新たに設定し、識別管理、異物の混入防止、汚染防止等の措置をおこなう。

◆これまでお知らせした内容

・浜岡原子力発電所 1、2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可申請について

([2017 年 10 月 17 日](#)お知らせ済み)

・浜岡原子力発電所 1、2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可申請書の一部補正について

([2018 年 11 月 29 日](#)、[2019 年 2 月 19 日](#)にお知らせ済み)

注 1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

注 2 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極めて
低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」
とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定め
る基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することが
できます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

以 上